

「週休2日工事」試行要領（令和8年4月 滑川市）

1 背景・目的

建設界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

2 週休2日工事の概要

原則、対象工事現場において、発注者指定型として現場閉所による週単位の週休2日（土日完全週休2日）を確保することとする。

施工日が気象条件に左右される等、現場条件により土日完全週休2日の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。

『用語の定義』

週休2日： ①週単位の週休2日とは、対象期間において、全ての週で1週間（月曜日から日曜日まで）に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。このうち、土日に現場閉所している場合、土日完全週休2日という。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

週休2日交替制： ①週単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者（以下、技術者等という。）が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう（完全週休2日交替制ともいう）。

②月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者（以下、技術者等という。）が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

③通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者等が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取り組みをいう。

4週8休： 土・日に限定せず、工事現場を閉所し、対象期間の現場閉所日

数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

週休2日交替制では、対象期間内に現場に従事した技術者等の平均休日数の割合（以下、休日率という。）が28.5%（8日/28日、完全週休2日交替制では2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

現場閉所： 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

対象期間： 工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・ 年末年始6日間、夏期休暇3日間
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・ 受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・ 工事の全体を一時中止している期間
- ・ その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

工事着手日： 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

現場完了日： 工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

3 試行対象工事

試行対象工事は、工期や工程に制約がない工事とし、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。

なお、下記(2)に該当する工事は対象としない。

(1) 発注者指定型（現場閉所）

発注者が選定した週単位の週休2日（土日完全週休2日）に取り組む工事

(2) 試行対象外工事

- ・現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事
- ・緊急性が高い等、上記以外の理由により週休2日の確保が困難な工事

4 試行工事の実施

【4.1 発注時】

(1) 工期設定

①作業日当たり標準作業量等による設定

施工数量を日当り作業量で除し、それらの合計に作業不可能率を乗じ、準備期間及び後片付け期間を加えて、工期を設定する。

余裕期間制度を活用した工事では余裕期間を加える。関係機関との調整等が見込まれる場合は、その期間を加えるなど、各現場の諸条件を考慮し、工期を設定する。

②標準工期試算式等による設定

①によりがたい場合等は、県が定める標準工期試算式から工期を設定する。

(2) 工事費の積算

漁港工事以外については、経費の補正は行わない。

漁港工事については、以下のとおり補正する（通期の週休2日）。

労務費	1.02 倍
共通仮設費率	1.02 倍
現場管理費率	1.03 倍
市場単価	別表1 のとおり

(3) 条件の明示

特記仕様書に「週休2日工事」であることを明示する。（以下の5記載例のとおり）

【4.2 契約から工事完成まで】

(1) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(2) 施工計画書への記載及び休日取得実績の提出

受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例 (別紙1は未記入でも可)

- ・ 本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、毎週土、日曜日を現場閉所日とし、土日完全週休2日を達成できるよう休日を取得する。なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。
- ・ 休日取得実績の確認は「別紙1」休日等取得実績書により行う。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙1」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

(3) 柔軟運用

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定していれば週単位の週休2日(土日完全週休2日)を達成しているものとみなす。

施工日が気象条件に左右される等、土日完全週休2日による現場閉所が困難な場合においては、週単位の週休2日交替制による取り組みも可能とする。この場合、受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」の項目に記載し、提出する。

(参考) 施工計画書記載例 (別紙2は未記入でも可)

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、現場に従事する技術者及び技能労働者が週単位の週休2日を達成できるよう、交替しながら休日を取得する。なお、工事着手日は〇月●日、現場完了日は〇月●日を予定している。
- ・休日取得実績の確認は「別紙2」休日等取得実績書により行う。
- ・現場代理人が休日を取得する場合は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障をきたさない体制及び発注者との連絡体制を確保する。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙2」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、技術者等の休日取得を証明する記録簿等を監督員に提示する。

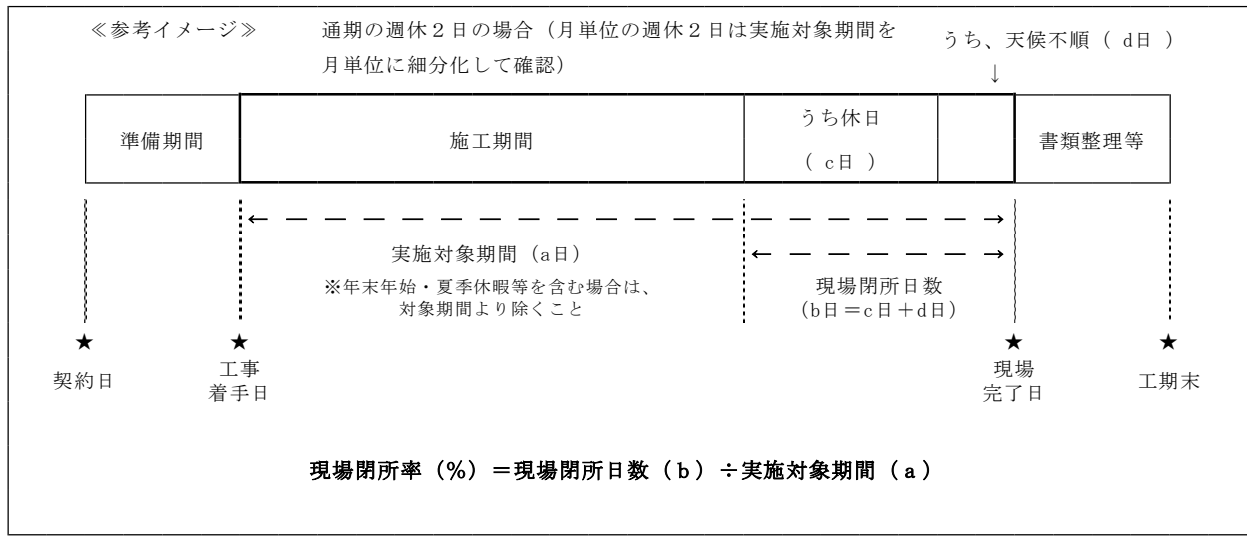
監督員は現場完成月以外でも必要に応じて技術者等の休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

受注者は、週単位の週休2日(土日完全週休2日)による現場閉所と週単位の週休2日交替制による取り組みを1ヶ月単位で切り替えることができる。

受注者は、土日に代わる現場閉所日を設定する場合及び現場閉所と交替制を併用する場合には、別紙1、2以外での実績報告を行ってもよい。

(4) 「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」の確認方法

受注者が週単位の週休2日(土日完全週休2日)に取り組む場合、監督員は、休日取得実績に基づき、「現場閉所率」及び「土日完全週休2日」それぞれの実績を確認する。



月単位の週休2日においては、暦上の土曜日、日曜日の閉所では現場閉所率28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているものとみなす。

受注者が週単位の週休2日交替制に取り組む場合、監督員は、休日取得実績に基づき、「休日率」の実績を確認する。

【対象者】

- ・ 施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者等のうち、当該現場での勤務期間が連続7日間以上（休日を含む）の者を対象とする。

【休日率の算出】

- ・ 休日率は、以下の算出式による（通期の週休2日交替制の場合）。
休日率 (%) = (技術者等の休日日数 ÷ 対象期間) ÷ 技術者等の人数
休日率は、対象者の休日日数の割合を平均化した数値とする。
- ・ 休日日数の割合は、対象者ごとの「当該工事における休日日数 ÷ 対象期間」により算出する。
- ・ 対象期間は工事着手日から現場完了日までの期間で技術者等の従事期間とする。その他、対象期間の扱いについては『用語の定義』を参照。
- ・ 当該現場での連続7日間以上（休日を含む）の勤務期間が複数存在する対象者は、それぞれの期間で休日日数の割合を算出する。
- ・ 月単位の週休2日交替制は、上記の休日率を月単位の細分化して確認する。
- ・ 週単位の週休2日交替制は、上記の休日率を週単位の細分化して確認する。

(5) 精算変更

漁港工事以外については、週休2日の達成状況（(土日)完全週休2日、月単位、通期）に関わらず、設計変更は行わない。ただし、実績状況の確認は確実に行うものとする。

漁港工事については、週単位、月単位の週休2日は考慮せず、通期の週休2日のみとし、達成されなかった場合は4.1(2)の補正分を減額変更する。

【4.3 工事完成後】

工事成績評定

週休2日の達成状況（(土日)完全週休2日、月単位、通期）に関わらず、加点、減点しない。

5 特記仕様書への記載例

発注者指定型の場合、特記仕様書には、次のとおり記載する。

第〇〇条 週休2日工事（発注者指定型（現場閉所））

- 1 本工事は、週単位の週休2日（土日完全週休2日の現場閉所）に取り組むこととする。
- 2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事」試行要領（令和8年4月 滑川市）に基づくものとする。

6 試行工事における留意事項

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。

附 則（令和5年滑川市告示第60-6号）

この要領は、令和5年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則（令和6年滑川市告示第42-27号）

この要領は、令和6年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則（令和7年滑川市告示第60-4号）

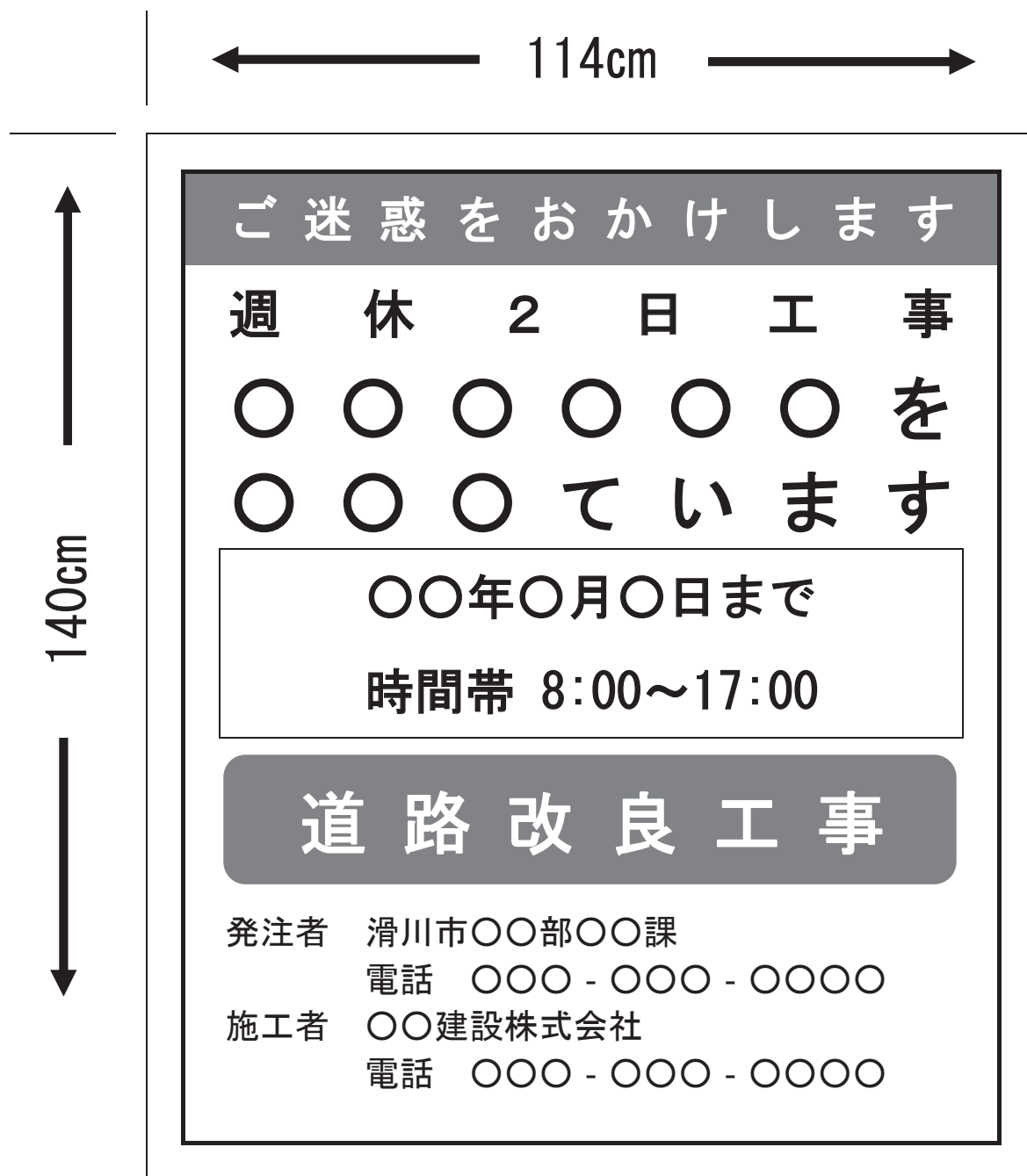
この告示は、令和7年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

附 則（令和8年滑川市告示第 号）

この告示は、令和8年4月1日以降に作成する設計書から適用する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数（漁港工事）

名称	補正係数
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり、水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01



必要に応じて、「週休2日工事（現場閉所）」もしくは「週休2日工事（交替制）」と記載することも可能